

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4339545号
(P4339545)

(45) 発行日 平成21年10月7日(2009.10.7)

(24) 登録日 平成21年7月10日(2009.7.10)

(51) Int. Cl.			F I		
E O 3 F	3/04	(2006.01)	E O 3 F	3/04	A
B 6 5 D	90/04	(2006.01)	B 6 5 D	90/04	B
B 2 9 C	63/30	(2006.01)	B 2 9 C	63/30	

請求項の数 15 (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願2001-555961 (P2001-555961)	(73) 特許権者	501069898
(86) (22) 出願日	平成12年1月31日(2000.1.31)		アロイス・グルーバー・ゲーエムベーハー
(65) 公表番号	特表2003-521608 (P2003-521608A)		オーストリア国、エー - 4 5 4 0 パ
(43) 公表日	平成15年7月15日(2003.7.15)		ート・ハル、インジェニエアーペーゼン
(86) 国際出願番号	PCT/EP2000/000729		ドルファー・シュトラーセ 31
(87) 国際公開番号	W02001/057340	(74) 代理人	100058479
(87) 国際公開日	平成13年8月9日(2001.8.9)		弁理士 鈴江 武彦
審査請求日	平成19年1月5日(2007.1.5)	(74) 代理人	100084618
			弁理士 村松 貞男
		(74) 代理人	100092196
			弁理士 橋本 良郎
		(74) 代理人	100095441
			弁理士 白根 俊郎

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 合成樹脂板、特にライニング材

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

好ましくは熱可塑性材料からなり、合成樹脂板(1)の少なくとも一面に一体形成され、かつ支持部に支持用ウェブ(4)を有する展延翼状部材(3)を備える合成樹脂板(1)、特にライニングコンクリート材用の合成樹脂板であって、支持用ウェブ(4)の高さは、翼状部材(3)の高さの少なくとも70%、好ましくは少なくとも80%であり、後者は支持部において前記合成樹脂板に向けて円弧状の渡り部(6)を有することを特徴とする合成樹脂板。

【請求項2】

前記渡り部の半径は、前記翼状部材の厚さの約50%であることを特徴とする請求項1に記載の合成樹脂板。

【請求項3】

前記翼状部材(3)はその自由端部において、前記合成樹脂板から遠ざかる方向に向いている支持用ウェブ(4)の前記端部から始まり、かつ前記支持部材(3)の領域によりも大きい広がり角度を囲むことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の合成樹脂板。

【請求項4】

各々の場合において、2つの翼状部材(3)が互いに対してオフセットであり、互いに少なくとも1つの支持用ウェブ(4)を介して接続することを特徴とする請求項1ないし請求項3のいずれか1項に記載の合成樹脂板。

【請求項5】

10

20

翼状部材対(2)の翼状部材(3)は互いに対してオフセットであり、垂直方向に対してその幅全体を越え、支持用ウェブ(4)を介してその相互に隣接した領域で互いに結合していることを特徴とする請求項4に記載の合成樹脂板。

【請求項6】

翼状部材対(2)の翼状部材(3)は互いに一直線上に配置され、各々の支持用ウェブ(4)は翼状部材の間に対称的に設けられることを特徴とする請求項1ないし請求項3のいずれか1項に記載の合成樹脂板。

【請求項7】

前記翼状部材対(2)は各々が2つの端部支持用ウェブ(4.1)を有することを特徴とする請求項1ないし請求項6のいずれか1項に記載の合成樹脂板。

10

【請求項8】

各々の場合において1つの端部支持用ウェブ(4.1)は翼状部材(3)を持つ翼状部材対(2)の両側に設けられることを特徴とする請求項1ないし請求項7のいずれか1項に記載の合成樹脂板。

【請求項9】

さらに支持用ウェブ(4)が前記端部支持用ウェブ(4.1)の間に設けられることを特徴とする請求項8に記載の合成樹脂板。

【請求項10】

前記翼状部材(3)は異なる幅(7)を有し、また前記支持用ウェブ(4)は幅が狭い翼状部材(3)の長手方向側面から幅が広い翼状部材(3)に向けて垂直方向に延びることを特徴とする請求項1ないし請求項9のいずれか1項に記載の合成樹脂板。

20

【請求項11】

翼状部材対(2)の相互にオフセットする翼状部材(3)は、各々の場合、前記翼状部材(3)と基本的に同一幅である1つの支持用ウェブ(4)を介して互いに接続していることを特徴とする請求項1ないし請求項10のいずれか1項に記載の合成樹脂板。

【請求項12】

2つの翼状部材(3)の間の支持用ウェブ(4)の幅(7)は、前記翼状部材(3)に対する接続の領域内よりも小さい(図7のA)であることを特徴とする請求項1ないし請求項11のいずれか1項に記載の合成樹脂板。

【請求項13】

前記翼状部材は長方形、正方形、又は多角形の断面からなることを特徴とする請求項1ないし請求項12のいずれか1項に記載の合成樹脂板。

30

【請求項14】

前記翼状部材は面取りされた、又は丸みが付けられた縁端部を有することを特徴とする請求項13に記載の合成樹脂板。

【請求項15】

前記翼状部材は円形、長円形、又は楕円形の断面であることを特徴とする請求項1ないし請求項12のいずれか1項に記載の合成樹脂板。

【発明の詳細な説明】

【0001】

本発明は合成樹脂板、特にライニングコンクリート材用の合成樹脂板に関し、好ましくは熱可塑性材料からなり、合成樹脂板の少なくとも一面に一体形成され、かつ支持部に支持用ウェブを有する展延翼状部材を備える。

40

【0002】

合成樹脂からなる突起物含有板は、特に、液漏れがなく、かつ気密性を有する耐薬品性コンクリート構造の製造を目的とする場合、コンクリート製タンク構造に使用される。合成樹脂板は、そのようなタンクのライニングを形成する。それによって薬品及び液体に対する耐性が与えられる。全体的な構造の機械的強度は、基本的にコンクリート構造によって与えられる。合成樹脂板をコンクリート構造に接続することは、該コンクリートに対して表面が平滑な合成樹脂板は固定された機械的接続をなさないことから問題がある。長期間

50

にわたって満足のいく結果を得るには、接着剤は何ら助けにはならない。

【 0 0 0 3 】

このため、アンダーカットを有するアンカー部材が提案されており、該部材はタンク製造の過程で合成樹脂板の一面に設けられ、かつコンクリートで固められる。このことは、実際に合成樹脂板とコンクリート基礎構造との間に所望の固定接合が達成されるが、合成樹脂板上に既知のアンカー部材を設ける操作は、引き続いて行われ、かついくつもの工程を必要とすることから比較の出費が高む。

【 0 0 0 4 】

欧州特許第0 436 058 号 B1 は、問題となるタイプの突起物含有板及びその製造方法を開示しており、それによってコンクリート構造にライニングが施され、かつそれに一体的に形成された突起物を有する合板の製造が可能となる。突起物は、コンクリート成形品又はコンクリート構造が合成樹脂板によってライニングが施された場合にコンクリートで固められる展延翼状部材である。上記特許明細書に記載された方法を用いた連続生産のために、上記突起物含有板を連続することができるので比較的安価である。また、展延翼状部材及び実際に設けられるアンダーカットによってコンクリート構造上にライニングされた合成樹脂板の結合がたいへん耐久性のあるものとなる。

【 0 0 0 5 】

しかし、地下に埋設する場合、地下水に対して特有の耐性を持つそのような突起物含有板が必要であることが知られている。

【 0 0 0 6 】

したがって、本発明の目的は長期間たっても範囲が 1 . 5 パールの地下水圧に耐えうる序で述べたタイプの合成樹脂板、特にライニングコンクリート材用のものを提供することである。さらに、上記突起物含有板もまた経済的に圧延によって製造可能である。

【 0 0 0 7 】

このような本発明の目的は、支持用ウェブの高さが翼状部材の高さの少なくとも70%、好ましくは少なくとも80%であり、後者はその支持部において合成樹脂板に対して弓状の渡り部を有するようにすることである。

【 0 0 0 8 】

本発明にもとづく翼状部材の設計によって、各翼状部材対の支持用ウェブ及び支持部の特定の構成によって、このように形成された突起部及びその実際の合成樹脂板上への固定に対して求められている長期にわたる強度を高めることが達成される。長期間にわたる研究によって、コンクリート成形品又はコンクリート構造に対してライニングが施された際の地下水に対する耐性が1 . 5 から6 . 0 パールであることが示された。そのような優れた値によって、本発明にもとづく合成樹脂板は、特に埋設された下水管系にライニングを施すことに適している。

【 0 0 0 9 】

本発明のさらなる詳細、特徴及び利点は、以下のいくつかの好ましい実施形態例の記載と模式的図面の参照、さらに特許請求の範囲によって得ることができる。

【 0 0 1 0 】

以下の説明では、本発明にもとづく合成樹脂板又は突起物含有板 1 は同一又は類似の名称が与えられており、そのため全ての図に対して詳細に説明する必要はない。このことを念頭に置いて、最初に図 1 の A、B について説明する。これらの図は、突起物 4 又は翼状部材対 2 が基板 5 上に一体成形された本発明にもとづく合成樹脂板又は突起物含有板 1 を示す。後者は各々 2 つの展延翼状部 3 を有するもので、該展延翼状部 3 は支持用ウェブ 4 を介して互いに接続している。したがって、翼状部材 3、ウェブ 4 及び基板 5 はすべて互いに一体化している。既に述べたように、それらは押し出し圧延 (EXTRUSION CALENDERING) によって製造される。

【 0 0 1 1 】

本図面 1 の A、B では、MM 及び度での測定が含まれる。それらは本発明にもとづく突起物含有板 1 の好ましい値を表す。支持用ウェブ 4 に関する限り、それらの高さは翼状部材

10

20

30

40

50

3の高さの少なくとも70%、好ましくは80%以上であることを指摘しておくべきである。図から等しく推測できるように、翼状部材はその支持部分のところで円弧部6のかたちで基板5と一体化している。このような渡り部は、好ましくは連続している。このことによつて、突起部とこのまさしく基板5との間に比較的広い接続面を与え、それに対応して突起部の支持部において単位表面積あたりの引張荷重が減少する。円弧部6の半径は、好ましくは図1のAにもとづく描写では翼状部材の厚さの約50%である。

【0012】

図1のAに示すように、翼状部材3は一般に50乃至60度、好ましくは56度である広がり角度を囲む。

【0013】

図1のA及び図1のBに基づく翼状部材対2の翼状部材3又は突起物は、図1のBから推測することができるように、基本的にそれらの幅7を越えて互いにオフセットしている。同様に、2つの相互に隣接した境界領域でウェブ4を介して違いに接続していることが上記の図から理解することができる。

【0014】

図2は、図1の主題の変形例を示す。この場合、図2のAに示すように、翼状部材3は図1のA、Bの翼状部材3よりも広くなるように設計されている。それらの厚さ8は等しい。さらに、図1のA、Bとは異なり、ほんのわずかに互いにオフセットしている。ウェブは幅7に関してほぼ中心に配置されている。

【0015】

図3のA及び図3のBの本発明にもとづく突起物含有板1の実施形態例は、図1のA、B及び図2のA、Bのものと本質的に翼状部材3は円弧部6を有する支持部と反対側に位置したその上部3.1で外側方向に屈曲している点で、また上部3.1がそれによつて実際の翼状部材3よりもより大きい広がり角度を囲む。このことは図3のAから推測される。翼状部材3の広がり角度は、支持部で56度であり、翼状部材3の上部3.1では、>90度である。

【0016】

翼状部材の上部3.1における広がり角度がより大きいことによつてコンクリー基礎構造において全体的な翼状部材対2の粘着性が改善される。

【0017】

さもなければ、各翼状部材対2の翼状部材3は、図3のA及び1のAに示すものと比較して、図1のA、Bにもとづく模範的な実施形態と同様に配置される。

【0018】

図4のA及びBは本発明にもとづく突起物含有板と同様の実施形態例を示す。個々の翼状部材対の翼状部材3は、支持用ウェブ4の上端部まで延びる領域方向よりも再び上部3.1方向にさらに外側に広がる。翼状部材3は比較的に広い。すなわち符号7を見よ。それらは互いに一直線上にあり、すなわち互いにオフセットされていない。支持用ウェブ4は、翼状部材の幅7についてみると各々中心に設けられている。

【0019】

図5のA及びBは、翼状部材対2あたり複数の支持用ウェブ4を有する翼状部材を示している。本例では、4つの支持用ウェブ4と、端部支持用ウェブ4.1と呼ばれる2つの外側支持用ウェブがある。そして次に、翼状部材3は互いに一直線上に設けられている。このことによつて、コンクリート構造上に地下水圧にさらされている突起物含有板1の場合、ある一定の地下水圧がさらに増大して円弧部6の領域で翼状部材対の支持部に対する荷重の軽減に貢献する限りにおいて有利な効果を有する凹部9が3つ形成される。

この状態は、図8によりいっそう明確に図示されている。矢印10は凹部9に増大された地下水圧を表す。溜まった水が凹部9に示される。本発明にもとづく突起物含有板を囲むコンクリートを11で示す。

【0020】

最後に、図6のA、Bは本発明にもとづく合成樹脂板1の別の変形例を示す。ここで翼状

10

20

30

40

50

部材対2は均一な広がり角度を有する。翼状部材3は幅が異なる。2つの支持部材によって翼状部材3が互いに結合している。厚さが小さい部材3の外縁が反対側にあるより広い翼状部材3に結合し、それによって凹部9が幅の小さい翼状部材3の幅を超えて延びる。大きい幅の翼状部材3は、図6のAの平面図に示すように前記凹部9を超えて突出する。さらに、図7のA及びBは翼状部材3がその上部3.1においてよりいっそう広がるか、相互にオフセットする翼状部材3Aで対角線上に配置されたかどうかにかかわらず、本発明の実現可能な模範的实施形態を示す。すなわち、図7のAを見よ。この目的のために、4つの突起物形状3.2乃至3.6が示されている。この場合、支持用ウェブ4は、ほぼ該支持用ウェブ4と翼状部材3との間の接続領域の支持用ウェブの幅7であると仮定する。しかし、図7のAに示すように、支持用ウェブ4において2つの部材間でテーパ状又はよりいっそう狭くなることが可能である。

10

【0021】

本発明にもとづく合成樹脂板1の熱可塑性材料は、特にPVC、PE、PP、PVDF、及びECTFEである。本発明にもとづく合成樹脂板1は、特に欧州特許第0436058号B1に記載された方法によって製造することができる。この欧州特許明細書は、特に本発明の主題の一部から作られる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 Aは、本発明の第1の実施形態の側面図である。Bは、図1のAの主題の平面図である。

【図2】 Aは、本発明にもとづく合成樹脂板のさらに模範的な実施形態の側面図、Bは、平面図である。

20

【図3】 Aは、本発明にもとづく合成樹脂板のさらに模範的な実施形態の側面図、Bは、平面図である。

【図4】 Aは、本発明にもとづく合成樹脂板のさらに模範的な実施形態の側面図、Bは、平面図である。

【図5】 Aは、本発明にもとづく合成樹脂板のさらに模範的な実施形態の側面図、Bは、平面図である。

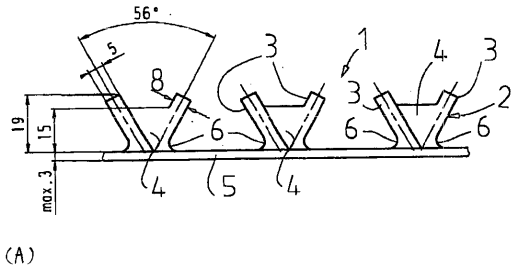
【図6】 Aは、本発明にもとづく合成樹脂板のさらに模範的な実施形態の側面図、Bは、平面図である。

【図7】 Aは、本発明にもとづく合成樹脂板のさらに模範的な実施形態の側面図、Bは、平面図である。

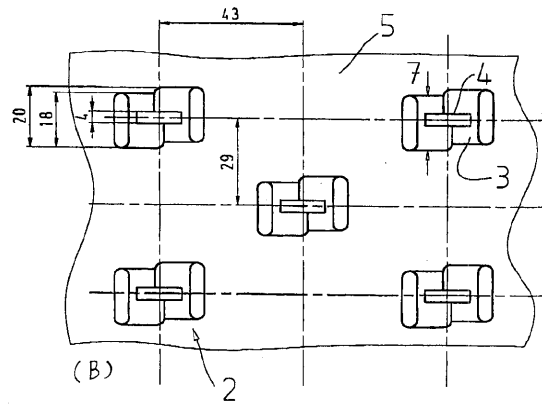
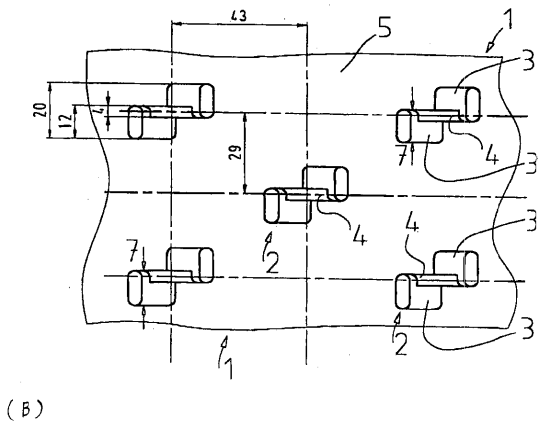
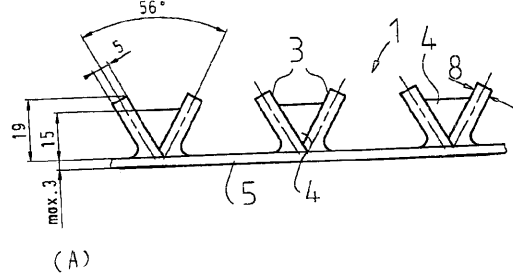
30

【図8】 図6のBのVIII-VIIIに沿う断面図である。

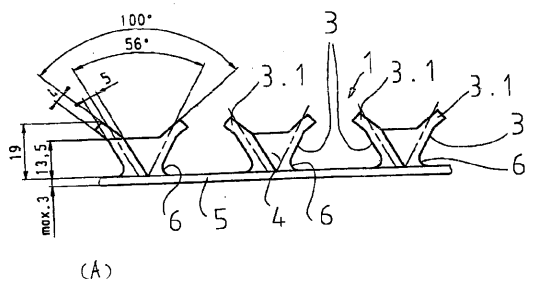
【図1】



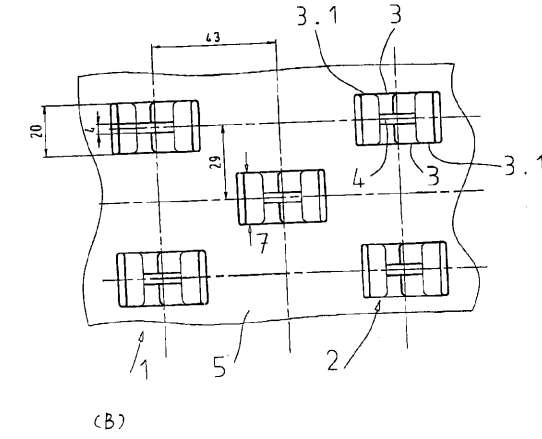
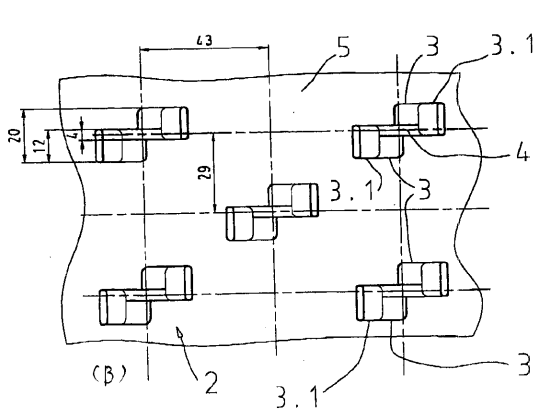
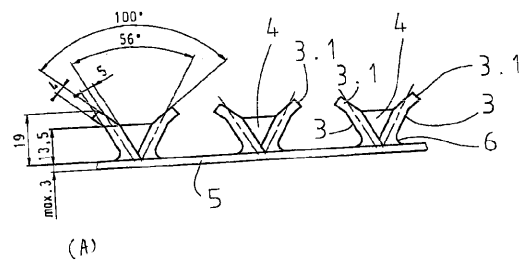
【図2】



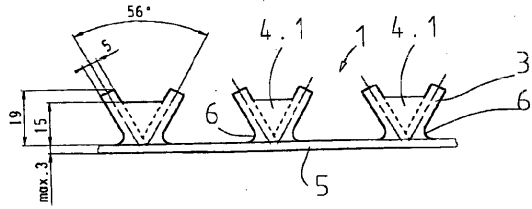
【図3】



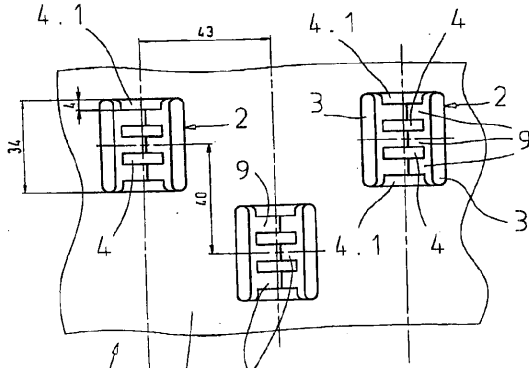
【図4】



【図5】

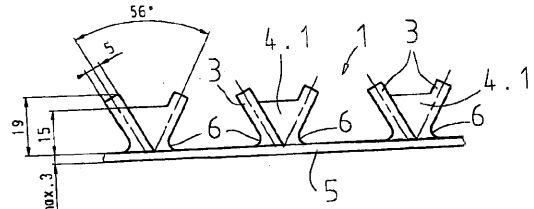


(A)

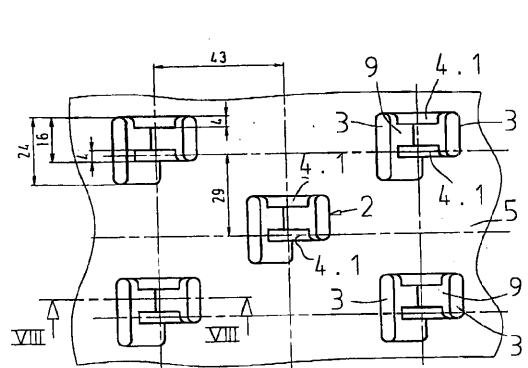


(B)

【図6】

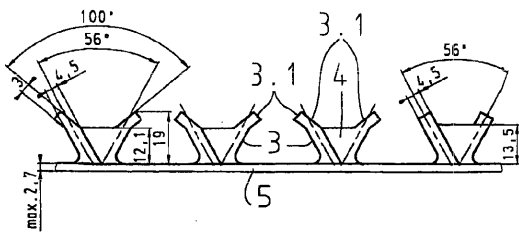


(A)

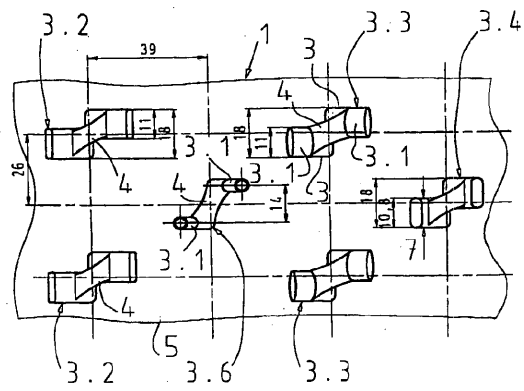


(B)

【図7】

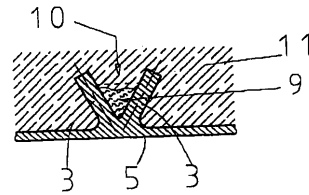


(A)



(B)

【図8】



フロントページの続き

(72)発明者 ルーエヒハマー、アルベルト
オーストリア国、エー - 4 5 2 2 シエルニク、アンナ - カルテンバッハ - シュトラーセ
4

審査官 田畑 覚士

(56)参考文献 欧州特許第00436058(E P, B 1)
米国特許第05167895(U S, A)
米国特許第05425979(U S, A)
特開平07 - 042228(J P, A)
特開平07 - 158392(J P, A)
特開平07 - 317140(J P, A)
特開2000 - 282797(J P, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., D B名)

E03F 3/04

B29C 63/30

B65D 90/04